

事業主側ニ於テ午右四時ニ至リ讓歩ノ意思ヲ表明シ
 別記(三)ノ如キ覺書ヲ作成双方承認スル事トナリ本
 争議ハ円満解決セリ

右及中(通)報矣也

事業主側ニ於テ午右四時ニ至リ讓歩ノ意思ヲ表明シ
 別記(三)ノ如キ覺書ヲ作成双方承認スル事トナリ本
 争議ハ円満解決セリ

別記 (一)

歎願 書

故障別時間ハ二時間ヲ認ムルコト
 五日以上ハ病氣其他家事上ハ欠勤ノ場合擔當車ヲ取リトゲ又事
 途中休車ノ時剩餘ノガソリンヲ引取ルコト
 注油時間ヲ一晝夜ニセラレタシ
 基本解金ヲ現在ヨリ一圓ヅ、値下ガスルコト
 職首絶對反對
 事務所福島排斥ノ件
 事故発生ノ場合ニ於テハ費用ノ件
 保証金ノ内ヨリ無差引カヌコト

以上

別記 (二)

- 一 基本解金モ多値下
- 二 車輛故障ノ際ソ別時間ヲ二時間ニセヨ
- 三 五日以上欠勤ハ際ニモ兩軍替ヲセ又事
- 四 方以外シ注油量ハ自由ニスルコト
- 五 事務所福島排斥ノ件
- 六 衣笠港利外五名ノ兩軍確立

以上